

平 群 町 議 会
総 務 建 設 委 員 会 記 録

招 集 年 月 日	令和3年9月3日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 (開 議)	9月3日午前10時0分宣告	
出 席 委 員	馬 本 隆 夫 長 良 俊 一 森 田 勝	井 戸 太 郎 稲 月 敏 子 山 田 仁 樹
欠 席 委 員	な し	
紹 介 議 員	山 口 昌 亮 稲 月 敏 子	植 田 い ず み
参 考 人	多 田 恵 一	須 藤 啓 二
会 議 事 件 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 副 町 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 住 民 生 活 課 長 経 済 建 設 課 長	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 川 西 貴 通 大 浦 孝 夫 島 野 千 洋 浅 井 利 育 寺 口 嘉 彦
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹	西 谷 英 輝 高 橋 恭 世
付 託 事 件	請願第1号 「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書	

再 開 (午前10時00分)

○委員長 (馬本隆夫)

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を再開をいたします。

これより会議を開きます。

(ブー)

○委員長 (馬本隆夫)

当委員会に付託を受けました案件は、請願第1号 「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書の1件であります。

それでは、請願第1号 「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書を議題といたします。

初日の本会議で紹介議員から趣旨説明を受けておりますので、省略をいたします。

なお、昨日9月2日、総務建設委員会で請願代表者2名の方を参考人として招致することが決定されましたので、本日は請願代表者の多田様と須藤様に参考人として、また、請願の紹介議員であります山口議員、稲月議員、植田議員に御出席をいただいております。なお、稲月議員は当委員会の委員でありますので、委員席に着かれております。よろしくお願いを申し上げます。

請願代表者の多田様、須藤様、本日は御多忙中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。参考人におかれまして、本委員会の審査目的を御理解賜り、円滑に進行できるよう、御協力のお願いを申し上げます。

これより御意見を述べていただくこととなりますが、意見を聞く前に進行方法について申し上げます。初めに参考人からの御意見を述べていただき、その後、議員から質疑を行うこととなっております。

なお、参考人に念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度、委員長の許可を得て、自分の席で起立の上、発言くださいますよう、お願いいたします。また、参考人は議員に対し質疑することができないこととなっております。あらかじめ御了承のほう、お願いを申し上げます。

それでは、これより参考人、請願代表者の方より意見を求めます。請願代表者の多田様と須藤様、よろしくお願いを申し上げます。須藤参考人、どうぞ。

○参考人 (須藤啓二)

おはようございます。平群のメガソーラーを考える会の代表世話人やってま

す須藤です。今日は貴重な時間、頂きましてありがとうございます。特に住民の命に関わる問題ということで、ぜひですね、いろいろ審議をいただきまして、意見を県のほうに届けていただきたいというふうに考えております。

今回請願をやらせていただくに先立ちまして、7月の中あたりからお盆前までにかけて今回の同趣旨の署名活動を行ってまいりまして、知事には8月の27日に6,690筆という署名を届けさせていただいてます。概算なんですけど、町内で約6,000程度、あとは県下ですね、奈良県下で200程度、その他、奈良県外の方にも御署名を頂いてますが、主に今回、町の中でということで、たくさんの意見を頂いております。ということで、全人口が1万8,000幾らという中での6,000ですので、やはり我々としても大きな数ですのでね、議員の皆様、町の執行の方々にもですね、ぜひその辺りは御考慮いただきたいなというふうに考えております。

今回の我々からの要望というか請願なんですけど、ざっと趣旨だけ申し上げますと、申請書の偽装、工事着手後の災害防止の不備など、当該事業者はこの開発行為を行う事業者としての適格性に疑義があることから、開発許可の取消しも含めた審査を奈良県森林審議会に諮ることということで、我々としてもですね、ぜひ慎重な審議をしていただいた上で、現在、工事停止してる事業がふさわしいのかどうかという辺りをぜひ県のほうでも再検討していただきたいということが趣旨でございます。

内容的なことではちょっと申し上げたいんですが、お手元にお配りしてます資料なんですけど、どうしても数字やとか技術的なこともありますので、ちょっとこれを御覧になっていただきたいんですが、まず、申請ですね。林地開発って申請が行われまして、2019年の11月1日に県から許可が出されてました。なぜか工事がなかなか着手されずに、本年2月に伐採の工事がスタートしたと。

その後、町で言いますと4月の9日にですね、ここの議会の全員協議会の場で変更申請が行われたと。その中で水路が従来1本だったのが2本になったよというふうなことが出されまして、説明の中でかんがい用水等の確保というふうなことが地元自治会さんとの協議で出てきたんだという趣旨を御説明受けるんですが、調整池というのは本来、渇水時には空っぽなものですから、趣旨が違うということで変更内容について疑問を持ちまして、その中で計算してきたのが、お手元、お配りしてる許可申請の不正というふうに我々、言ってるんですが、ちょっと表が小さいんで、委員の人にはちょっと大きめをお渡ししてるんですが、左側のちょっと小さめの表ですね。これが当初の分で、赤枠で囲ったところですね。これが当初の勾配です。全てで22か所、業者さんは測量をしたということで申請書のほうについてたと。ところが、全て18%という

勾配。書類上は180パーミルという1,000分の表示なのですが、パーセントで18%。

まず、この数字がなぜ全部一緒なのかということをお我々疑問を感じてですね。いろいろ専門家にも問合せしたんですが、それはあり得ないということで、右側の表の青枠に囲われたところ、ここが実は樁台のほうに下っていく水路の勾配が書かれてる部分なんです、その追加の部分についてはですね、大体5%から15%範囲で数字が当然変化してるということで、これは何だということですね、どう考えてもやっぱりこれおかしいということで、なぜそういうことになってるのかということをお我々は調査させていただきました。

延長が3.2キロで、これ、高低差が80となっておりますが間違いです。もうちょっとあります。すみません。平均勾配が2.5%ということで18%とは全然違うということで、何でこういうことをやったのかというのは、結局水が流れないような狭い水路を勾配をとることによって水が流れるんですよというそういう計算になってたということなんです。

ですから、ちょっと文字が小さくて申し訳ないですけど、流下能力というところの欄がございましてですね、ここに流速というのがございます。これが最大30メートルという数字になってましたんでね、これは津波だとか滝が落ちる速度、要は自然に落ちる速度よりも速い。津波が東北の際でも大体10メートルとかというふうに言われてるんですね。この間の土石流、熱海で起こったのが大体10メートルから20メートルじゃないかというふうに言われてましてね、それをはるかに超えるような数字が入ってたということで、これはちょっと大変やということでですね、町のほうにもお願いをして、ここに疑問があるということで意見書を出していただいた結果、県のほうから工事の停止という形で、最終的に6月22日に文書で出されてるんですね。

2枚目のほうをすみませんが、御覧になってほしいんですが、設計のそういう問題とですね、あと工事に関する問題というのがございます。これはまだあんまり公になってないかもしれないんですが、たくさんの方は山で切られた状態というのは何らかの形で御覧になってると思うんですが、ほぼ事業計画地の対象範囲全て伐採されてるという状態なんです。6月の22日、工事が停止された時点ではもう既にこの形になっていたと。ただし、防災設備がほぼない状態やったということが明らかになりました。

これは県の森林、今、森と人の共生推進課という部署になるんですが、ここで確認をしましたら、8か所が必要だという申請がなされていたけれど、2か所しか施工されていませんと。7月の13日に、我々から依頼した先生に、京大の先生に見ていただいたら、その2か所の防災池も砂がたまって機能してい

なかったということで、我々はその辺りから非常に梅雨と台風シーズンですね、備えた防災ができていないということで要望してまいりました。

この辺りが実は、県から許可されている開発許可で条件がついてます。これは条件というのは森林法で知事がつけることができるというふうになっておりましてですね、そういう内容で工事をやるんだという趣旨の工程だとか施工方法だとかということに関して、全くその申請に基づいていない工事がされたということで、特に土木の工事をやる際、開発をやる際に伐採というのは非常に大きなウエートを持ってまして、これ、1回切ってしまうと後戻りができない工事なんですね。特に森林があって、水を吸収して洪水を止めるという機能は森、持っとりますので、これを伐採してしまうとですね、災害、やっぱり起こりやすくなると。これ、もう大前提のお話でしてね、それに対して業者さんというのは、本来8区画の工事範囲というのを想定されてました。

ちょっとこれはボードがないんですが、3ページ目のほう、見ていただいたら色分けしてるんですが、この形で8区画にやはり分けられています。本来ですと、この区画に沿って沈砂池だとか調整池を造った上で伐採をする、1区画が終われば次の区画に進んでいくんだと。もともとそういう事業の計画を県に申請書類として出していたと。ただしこれについては一切無視をして伐採をしてしまってるということですね、何でそういうことをしたのかということをやっぴり非常に大きな疑問に感じております。この辺りもですね、やはり附帯条件といいますか、許可に対する条件に対して違反してるんじゃないかというふうに考えてます。

それから、これ、当然ですね、もう皆さん、生活の中で御覧になってると思うんですが、かなり濁水が出てましてね、この濁水を防止するというので、土砂の流出防止するということでは、町のほうからも何回もこれ、文書でも協定書の中でも示されているんですが、その大前提になる濁水の測定というのを実は業者は計画していました。これは、工事の施工前に取りあえず雨の日に水を取って、どの程度の濁りがあるのかというのを測定した上で、工事の中ではそれに基づいた管理をするんだと。それを超えないようにするんだという趣旨で計画してまして、工事中も7か所については測定をするんだというふうに業者は図面も出していたと。

ところが実際に現時点でも県にも町にも一切そういう測定のデータは提示されていません。実際に測定の、県が申しますのは、100万かかるんやという話をお伺いしたんですが、とてもそんな金額がかかるようなものではなくてもっと安くできるようなものなんですが、それができていないということですね、これもやっぱり約束違反やというふうに思っております。

もう現状、当然、沈砂池もほとんどそういう形で機能していないですから、川には相当濁水がやっぱり流れ出てるんですね。これ、ちょっと写真があるんですが、ちょっと2枚ぐらい進んでいただいたら、土砂流出の状況ということでこんな写真をつけてます。これは9月の2日朝、本当、昨日、おとついですよね。あの程度の雨でこれぐらいの土砂が出てるんだということなんですね。

これ、ふだんはやっぱり下のコンクリート面が普通に見えてるような水路なんですね。だけど、この間の雨で、多分二、三十ミリも降ってないと思うんですけど、それでこれぐらいのやっぱり土砂が出てると。これは現地からいうと800メートル、900メートルぐらい下になるんですね。そこへもこういう形で出てきてるということで、影響は計り知れないというふうに考えてます。

工事のほうの関係ではそういうことで、工事のやり方も申請書の不正とほぼ同じように、自ら決めた手順を守っていない、工事の管理ができていないというふうに感じてまして非常にこれ問題やというふうに思います。

それと、もう一つ、我々がもう5月からずっとお願いしてる仮設防災ですね。要は沈砂池もないような状態が放置されてると。これに関しましてはね、県のほうが工事を停止しなさいと命令をしたときに残念ながら防災設備をすぐやりなさいという指示を出していないんですね。業者に対しては重機を一切動かすなということで、毎日重機の写真を撮って本当に動かしてないのかどうかというのを確認したと。というふうに県は指導したとおっしゃってるんですが、一方で防災工事がそのまま行われていない、伐採は全て行われてるんだという状況を見ながら適切な時期にそういう指導をしていないというふうに我々は思うとります。

その中でやっと、6月頃からずっと何回も繰り返し要求してた仮設防災、これ、特に我々住民にとっては非常に大事なところですね、当然、先ほどの雨でもあれぐらい土砂が出てきますのでね、本格的に台風がもし襲来したりしたら、もうとんでもないことになるんやということで、やっと8月の17日に業者から県に出された書類を我々、入手することができました。

その中で協栄さんが防災計画というのを出してるんですが、これがですね、ページ数、ちょっと分からないんですけど、仮設防災工事の危険性というページ、すみませんが、一番に降雨確率というのがございます。何のことかというのと、どの程度で起こる雨の量かということで、実は申請自体は50年に1回あるかないかという大雨を想定してるんですね。それに対する防災設備をやっていきなさい、工事もそれに合わせてやりなさいということになってるんですが、応急計画では5年確率ってね、5年に1回あるかないか程度の大雨やというふうな計画をされてる。これでいくとですね、1日の量でいうと、50年確率の

場合でしたら195ミリやと、応急計画でいうと130ミリなんですね。非常に離れてます。それと、さらに言いますと、生駒山の測候所が現地から3キロ程度のところにあるんですが、ここでやっぱり300ミリ超えてる雨が実際問題降ってるんですね。そういうことをやっぱり想定して安全対策やっていかないと駄目だと。ところが業者さんは応急計画では5年確率やということでやっていますので、これを超えるとどうなるのかということをやったり、これ、考えていかないとあかんので。

それから、2番目に必要容量というのがあります。これは雨が降ってどの程度貯留したらいいのかということになるんですが、業者さんは6,300トンぐらいの調整池がありゃいけるんだよという計算されてるんですが、我々が計算するとですね、3万1,600ほどというふうな量がないと防ぎ切れない。さらに言いますと、業者さんの設置されてる池では1日に54ミリ、連続して54ミリの雨が降ると調整池があふれると。これ、10分ごとに雨の量ですね、ほとんど0.6ミリから2ミリ以下ぐらいの雨が連続で9時間ぐらい降ると池があふれるというそういう計算になります。これはかなり細かい数字をずっと10分単位で計算したんで、多少誤差があったとしてもほぼ10時間内には1ミリ、2ミリ程度の雨であふれてしまうんやという計算になるんですね。非常にやっぱり危険やというふうに思うてます。

さらに、業者さんが出してられる防災の緊急工事なんですが、池の堤防というか、水をためるのに大型の土のう袋を使うと、それを2段積みするんだという計画になってましてね、その上を水があふれるんだという計画になっております。当然ながらそんなんで本当に防げるのかというのは、私は常識で考えても怪しいと思うてます。当然雨が降れば土のう袋が流されてしまう可能性が非常に高いと思うんですね。それで、もし、なった場合に、逆に土のう袋で止まった雨が土砂と一緒に一気に流れる可能性があるんやと。そこが一番心配だというふうに、防災施設と言いながら、実は大災害の原因になるんじゃないかというふうに思うてます。

この辺りも非常に大きな疑問点があるということで、図面のほうで次のページ、こういう絵があるんですが、これ、業者さんの絵をそのままです。こういうよく堤防が決壊したときに土のう袋を積んでる、大型のを積んでるような映像が映るんですが、それをやるんだということですね、固定も何もできてないですよ。水があふれるという形なんですね。この真ん中のくぼみのところからあふれるんだよということになってるよと。

ということは、雨が降り出してからいっぱいになるまで水は出ていかないんですね。もともとの工事用の仮設の調整池というのは立て坑というて、石のタ

ワーみたいな組みましてね、その真ん中から水を抜いて行って、下から抜くんだと。だから雨が降り出して水がたまってくると、その立て坑というところから水が徐々に出ていくわけなんです。だから、従来の降った雨程度の水が流れるという仕組みになってるんですが、今回の応急工事ではそれがありませんね。だからたまるだけたまってあふれる高さまで来たら、上から流れ出すと。それが130ミリやということですね、この辺りも非常に危険やというふうに感じてます。

私のほうからは以上で、ちょっと後半、多田のほうから説明させてもらいます。

○委員長（馬本隆夫）

多田参考人さん、どうぞ。

○参考人（多田恵一）

考える会の多田と申します。須藤と一緒に共同代表でやっております。

今の説明の中で大体お分かりかと思うんですけども、まず、私、ここで取りあえず皆さんに申し上げたいのは、この業者そのものが非常に信頼できない、信頼が置けない業者だということです。それは、これは奈良県の県知事が申しておることですけども、要するに、君たちはだまされやすいと思われてるとかね、それから、要するにインチキの書類でもって林地開発の許可を取ってるわけです。そこで県職員がだまされた。本当にだまされたかどうか私も分かりませんが、いずれにしろ虚偽の書類によって林地開発の許可を取り付けたというのが一番問題になって、だから、この今の平群の工事が今ストップしてるわけですけども、そういうことですよ。

それと同時に、これに限らず、さっき須藤のほうから申し上げたように、いろんな問題が実はあります。例えば、今年の3月の7日でしたかね、樺台の住民説明会というのがございました。実はその時点で質問が出まして、調整池、こんなんで大丈夫かという質問が出まして、ところが、それに対する業者の答えは「採算性からいってもこれ以上のことはできない」と、「調整池のサイズを変更することは何も考えておりません」ということを言っております。これは同じような返答というかね、今年1月の5日の業者懇談会の席で多分ここにおられる議員さんが質問したんだと思いますけれども、調整池をもっと大きくすることを考えてるかというのを聞いたら、「いや、それは考えておりません」という返事をしております。

ところが、2月の26日には既に調整池を今まで三つだったやつを四つに増やしますと。けども、容量は2,200立米減らしますと。要するに、総量は減らすわけですね。そういうようにして、変更申請を2月26日のほうに県

に出したわけですよ。その内容が大体3月26日に町のほうに、これでどうですかということが県から問合せがあって、それで皆さん方の御存じのように、4月9日に全員協議会の席でしたかね、それが明らかになったわけですが、要するにもう既にこういう具合に変更しようということを決めておるに関わらず、その後に関いた住民説明会では一切変更しませんという返答をしてる。要するにうそをついているわけですね。全くのうそをついてる。

そういうこともございますし、西向の迂回路の件に関して言えば、これ、何度も何度も出てきておりますので、皆さん御存じかと思えますけれども、これも1月の5日の議員懇談会というのをおやりになったんですね、平群町で。その席上で、迂回路についてどうなんだという質問が議員さんのほうから出たときに「迂回路はあります」と、「でも、今ちょっと資料がございませんので後でお示しします」といって言ったわけ、業者はね。出てきた資料は全く車が交換できないような細い、軽自動車ギリギリ通れるような道、そういう迂回路を出してきて、今では多分それも使えないということで撤回されたようですが、その時点で迂回路ありますよというようなそういうその返答をして、議員さんたちをだましたと、私らはそういうふうに思っております。

それとかね、それから、一つには送電線の同意の取付けの方法ですね。これ、今んところ、同意取付けができておるのは櫛原自治会だけが同意書を出しております。あと、ほかのところは緑ヶ丘も西向もフローラルも襷原も梨本も全然、同意書は出しておりません。おりませんけれども、一番最初、その同意書を取り付けるときにどう言ったかといったら、緑ヶ丘の自治会に対しても、あるいはフローラルの自治会に対しても「県も町も全部もうオーケーされてます」と「ほかのところもみんなオーケーされてます。だから、あんたんとこだけですから判ついでください」って持ってきて、それにだまされて実は緑ヶ丘の自治会では会長が判を押してしまったということがございます。

それが後で問題になって、何でそんな自治会員の意見も聞かずに会長が独断でやったんやと、ところが会長のほうとしては、いやいや、もうみんながやってるというから、いいかと思って判を押したみたいなそういう形になってしまった。ところが、後で調べてみると、判をついたのは緑ヶ丘がそれが一番最初だったんです。櫛原が判をついたのはその後です。というようなそういう同意書の取付け方にしても非常に姑息なやり方をしてると。

それから、まだあるんですよ。まだいろいろあるんですよ。ここに書いてあるの、大体10項目ぐらい、実は信用ならんというのがあります。例えば景観の問題ですね。あそこ、全部山切り開いて今もう丸裸になったところがバイパスからも、あるいは菊美台からも、あるいは役場からも、こっからでも見え

ますね。全部見えます。ところが当初、彼ら、業者はどう言っていたかといいますと、県の林地開発審議会の中で業者が答えているのは「国道からは見えません。ほかからはほとんど見えません」という答弁をしております。まるっきりうそですね。しかも、それについては、ちゃんとその資料を後で提出しますということを言っていましたけれども、その資料がどういう資料なのか、出てきたものは私ら見ておりませんから分かりませんが、いずれにしろ、見えませんと言っていたのが全部見える、丸見えになってます。これはもう昨日かおととい、私、櫃原のほうとか行ったんですけども、向こうのほうからも全部見えるんです、実は。というような丸見えで、何と生駒山脈の麓のところに裸の山が見えるという状況に今なっております。

それとか、あとね、挙げれば枚挙にいとまないんですけども、この工事の着工の仕方ですね。これは皆さん、ぜひ知っておいていただきたいんですけども、実は工事の着工は今年の2月の大体13、14、15、その辺りから山を伐採していきました。今年の2月の13、14、15あたりから伐採を始めました。ざーっとやりまして、一斉にやりました。そのときに町には何にも知らせがなかったんですね。なかったと。

というのは、我々が2月の23日に行って、伐採どんどんやってるなということで町のほうに、どういうことですかということで聞きに行ったら、そうですかみたいな話になって、慌てて担当の方が見に行かれて、やってると。それ、どういうことかと言ったら、いや、あれは単に工事ではありませんと、工事ではなくて測量のための準備作業やというように返答されたようです。測量のための準備作業で伐採どんどんやったんやと。

これ自体もおかしな話で町の要綱、メガソーラー、太陽光発電に関する要綱がございますね。その中にちゃんと書いてあるんですけども、工事を始めるに当たっては、町のほうに連絡して、町民にも、町民というか周辺住民にも周知するものとする、前もって。前もって周知せえと。前もって町のほうにも相談せえということになっとるわけです。それを無視して、もう2月の13日から伐採に入ったということです。

伐採その他のこと、そういう工事の始めるに当たっては、町のほうとも住民ともちゃんと理解を得た上でやりなさいよということになってるにも関わらず、それを無視してやったと。その言い訳が「いや、あれは測量のための準備行為です」と、何を言ってるかというふうに私らは思います。

そういうようないろんな問題がございまして、ブラックロックの問題もありますけれども、これはちょっと難しいですから、後、置いときますけれども、事あるごとにとにかく住民に対してうそをついた形で事を進めていっていると。こ

これはこういう業者に平群の山を売り渡しては、言うたら、勝手にさせてはならないと私どもは思っております。だから、こういう業者がこの事業をするには非常に不適格であると。この業者と町との間でいろんな協定書を結んでおります。結んでおりますけども、その中に書いてあることは、問題があったときは誠心誠意対応しますと書いてある。信用できない相手が誠心誠意対応しますと言ったところで、全く信用できないし、納得できるものではないと私たちは思っておりますので、だから、この業者のやるこの事業については、取りあえず、当然のことながら森林審議会にもう一度諮ってもらって、再度審議し直してもらおうということを町のほうからもぜひ県のほうに意見書を上げていただきたいと、そういう具合に思っておる次第です。

ありがとうございました。

○委員長（馬本隆夫）

御苦労さんでございました。以上で参考人の御意見の陳述は終わります。

これより請願第1号に対する質疑に入ります。

請願者代表の多田さんと須藤さん、また、紹介議員並びに当局に対し、質疑がありましたらよろしくお願いを申し上げます。どうぞ。稲月委員。

○委員（稲月敏子）

ありがとうございました。詳しくお話をたくさん聞かせていただいて、大分、分からなかったことがはっきりしてきたなという感じを受けております。一つ、伺いたいんですが、この数字の偽装ですね。申請書に添付をされている数字の偽装が会のほうの代表の方たちの調査の中ではっきりさせて、それを県にも言いに行ってくれはったと。その中身でこれは駄目やということで県のほうが工事の停止を命令をしたという中身、こういう偽りの数字を出してきたのは水の流れをごまかすためにやったんやということがはっきり私にも分かりました。

こんなね、業者がやったことに対して非常に県が、県、特に知事が最終決定を出したわけですけれども、記者会見をテレビで一部分見させてもらいました。その中で非常に知事の怒りを私は感じたんです。だまされたというふうにおっしゃってたかなと思うんですけども、そういう言葉を、それは本音でおっしゃったのかどうかは私は分かりませんが、けれど、こういうとんでもない偽りの数字を出して県を、言ったら、だましたということで、怒りはったんやというふうに思ってるんですけども、こういう事実に対して、私、それともう一つ、今、多田さんのほうからたくさん、業者を信じられない、いろんなうそ偽りを並べ立ててきたということで、いろんな事例を出して説明をされたんですけども、そんなことを聞いてて、この業者にこれだけの大きな事業、平群町の面積の2%でしたかね、の面積の山林をむちゃくちゃにしようとしてる

わけですけれども、そんな事業をさせていくということに対してね、本当にこんなことはやめてほしいと思ってるんですけれども、こういう事実が今私たちの目の前に出てきたわけでね、そのことを知ることによって、町当局はどのように感じておられるのか。こういう業者がこんな大きな事業を今後、いくらは正がされたとしても、していくことをどのように思っておられるのか、ちょっとお伺いしたいなと思うんですけど、町長、いかがでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

事業部長。

○事業部長

今、考える会のほうからるる御説明いただいたことに関してですね、確かに知事も言われてたとおり虚偽の申請であったと、あるいは県の職員がだまされたんだというような記者会見で述べられたのを私も見ておりますし、今、多田さんが言われたようなことについて非常に疑問に思ってる点もございます。

そういうことでいえば、当初の申請、奈良県から許可が下りて、意見照会があったと。また、変更申請があって、奈良県から意見照会がありました。その際に周辺住民、下流域の住民の方にも説明をするというように奈良県のほうで指導してほしいということで、意見書を提出しております。また、それとは別に、業者のほうの水路の流下能力や調整池の容量に関しては、疑問があるということなので、それについては厳正な審査をお願いしますということで文書を出しております。

こういう経過からしてですね、平群町としても業者といろいろ協議なりもするわけですが、少なくとも最初から業者の言うこと自体を真に受けるということでは問題があるのかなと。業者が言うことに関しては裏を取るといいますか、きちっとそれが、例えば工事の内容であればそれが履行されるのかどうか。平群町でも週に1回現地をパトロールしておりますし、奈良県のほうでも週に1回ないし2回、パトロールをしてるところです。その都度、特に雨が降ったときなんかはパトロールをした結果ですね、土砂の流出だとか濁水の流出がないかということも確認しながら、問題があれば業者のほうにも是正を申し入れたりをしておるところです。

信用できるか信用できないかという話になると、これは信用という言葉で言いますと客観的な評価になると思うんですが、事業実施自体がまだ実施されてませんし、業者に対する信用というのは大体実績があって初めて発生するものですから、そういう意味では信用するとかしないとかという段階のことではないのかなというふうに思いますので、それは客観的にはまだ信用するというような段階には至ってないというふうにお答えしておきます。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

稲月委員。

○委員（稲月敏子）

ありがとうございます。何かよく分かんないんですけども、この間ね、1回だけね、例えば、伐採に関してね、一番最初に伐採を町にも住民にも一切何も言わずに、ばさばさやったわけですよ。それ、私も見ました。非常に大変な伐採の仕方をしてました。こういうのも何ももとの文書の中にはそういうことは相談をしなければならぬということが入ってるわけですよ。こういうことをやってくださいということで町は協定書結んでるわけですから。その中に入ってたのもそれも履行せずにやったと。もうその辺りから非常に信用できないということが、もう最初の段階であるわけですよ。そんなこととか、今、多田さんがおっしゃった、たくさんたくさん、これでも言い切れへんのかなというぐらいたくさん信用できないという事実がこの間、現れてきています。

そして今、現実、今日も雨降ってます。もうそら気が気やないというふうに思いますよね、担当課も。私も思ってますけどね。はよ見に行かなあかんのちゃうかと思うんですけども、このような雨が再三降ってくるというような状況の中で、このように信頼のできないような事業をしようとしてるわけで、臨時の防災設備を早くしてほしい、早くしなさいということで会のほうからも再々申入れをされて、やっと出てきた書類が先ほど述べられた大きな袋ですね。土のう袋というか、ごみを入れるような袋ですね、私も見せてもらいましたけども。そこに沈砂池にたまった土を詰めて、それを積んでいくというようなね、それを堤にしていくというわけでしょう。そこに水をためて、調整池というんか、沈砂池というんか、洪水を防ぐための池として使用するというようなね、私なんか全然土木のことも建設のことも分からない素人が考えても「何それ」と思うような工事をすると図面に書いてるわけでしょう。そんなことを見ただけでもこの業者は何を考えてるのか、本当に平群町のこの地域を守っていく、災害から今、住民を守ろうという立場でこれを書いているんかどうかというものはっきり分かるのではないかなというふうに思うんですよ。

そういう立場で言えば、その信頼性がないというふうに私は思いますし、知事もそのようにお考えになったのではないかなと、こういうふうにはっきりした態度を取られてるというのはそうではないかなというふうに思っています。そういうところら辺で今、この意見書というのを出してほしいということで提出をされてきた、請願をされてるということで、私は強く心に留めているところであります。

それと、町としてもやっぱりその点でもうちょっとした、はっきりした態度というんか、今までだまされ続けてきたというか、うそつかれてきたというところ辺では信用ができないというふうな見解をね、やっぱり持つか持たんかは、それは町の、うちの行政の主体性の問題やというふうに思いますから押しつけはできませんが、そういう客観条件というのは与えられてるんじゃないかなというふうに思っています。

一つ、森林審査会ですね、県の林地開発に対する、のやり直しを請願では求めておられるということです。この森林審査会というのもこの問題が起こるまではほとんど興味もなかったですし、全く知識として知らなかったわけですけども、こういう審議会を開いて、そこに参加をされている専門家の先生、大学の先生が多かったんじゃないかなというふうに記憶をしてるんですけども、教育大とか京大とか、女子大やったっけ、何かそういった大学の先生が参加をされていたように思うんですが、その場で業者自身が、先ほどおっしゃられた景観の問題なんかでももう全くでたらめやったというようなことをはっきり言ったわけですよ。国道からは見えますかとたしか、参加されている研究者の方が聞かれてるんですね。そしたら、業者が「見えません」とはっきり言うということが明記されていまして。あと、希少生物に対しても「おりません」ということで言ってるというようなこととかね、その辺は覚えてるんですけども、そういうことが書かれたというのをね。

そういった専門家の先生たちも結局はこの場でうそついたということになるわけです。そういう専門家の方たちに再度、今の現実、現状起こってることを県のほうからきちっと伝えて、適切なのかどうかというのを審査をしていただいて、災害の本当に起こらないような事業、そして住民との整合性というのか、住民が安心して暮らせる、そういう事業をやってもらえるのかどうか。本当に林地開発が進んでいくのかどうかという審査を再度していただくことは非常に大事なことやというふうに思ってるんですけども、その辺り、参考人の方たちはどう考えておられるのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（馬本隆夫）

須藤参考人、どうぞ。

○参考人（須藤啓二）

時間が限られてるんでなかなか詳しいことまでは申し上げられないんですが、大事な点は1点が、今まで申請だとか工事の手順だとか仮設だとかというお話を差し上げたんですが、実は熱海の伊豆山の土石流以降ですね、奈良県のほうでも県下の盛土の危険の調査をするんだということで今現在やられとると思うんですね。今回の事業地でいいますとね、100万立米の掘削、100万立米

の盛土するんだという計画になってます。ざっとした数字なんですけどね。特に、今回その計画されてる南っかわの椿台あたりに下りてくる水路があるんですが、この上の部分にかなり集中的に盛土がされるんですね。量でいうと多分、ざっと概算でそこに二、三十万立米の盛土がされる。勾配がですね、伊豆山の災害が起こったところが19%の勾配なんですね。それに対して、ほぼ18%の勾配で、通称眼鏡池というんでしょうか、そこまで勾配がやっぱりきついと。非常に伊豆山の状況と似通ってるということですね、そういうことは多分、前回の、当然協議会ではされていないと思います。新たな問題としてですね、これは非常に災害直結するものですからね、多数の死者、住宅だとか、かなりの被害出てますんでね、そういう意味でも、後追いかもしれないんですけどね、今回の計画をそういう意味からでも見直す必要はあると。

それともう1点なんですけど、実は今回の申請の中身ですね、これを繰り返し県には確認してるんですが、ピーク流量という考え方がございます。森林法のほうでいろいろ見ていただいたら出てくるんですが、例えば遠くの山で降った雨がある地点に到達する時間というのはずれるんですね。すぐ近辺で降った雨はすぐ出てきますし、奥のほうで降った雨はずれるんですね。そういう時間を計算して、いつピークの雨量がある地点に流れるんかということを実は計算えってなってます。ところが申請書の中ではその検討が一切されてないということなんです。この辺りは森林審議会の議事録も読ましていただいたんですが、そういう書類が添付の説明資料として入ってなかったというふうに、私、議事録からは見てます。

ということは、実は森林法の考え方に基づいて奈良県のほうで出てる林地開発の手引きみたいな書類があります。これ、法律みたいなもんなんですけど、その中でピークの流量をどう考えるのかということ、出てるんですが、その中で特に工事中に関しても災害の起こらないようにしなさいと、従来の流れ方と変わらないように調整池を造りなさいということで仮設の調整池だとかというのが必要になるんですが、それが一切ない状態で今、開発されてますので、こういうことに関してもね、やっぱり実は申請の勾配のインチキという以上に危険な中身ですので、そういう意味でも、さらに審議会で専門家の方のぜひ審議をいただいて、本当に安全上問題がないのかどうか、住民が安心して暮らしていけるのかどうかということぜひ審議していただきたいというふうに考えています。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。森田委員。

○委員（森田 勝）

参考人の多田さん、須藤さん、御苦労さんでございます。非常によく調べられてやっておられるということですが、参考までに、大規模盛土造成地マップというものが県から出ておりまして、我々住んでおります、多田さんが住んでおります樺台、須藤さん住んでおります菊美台、若葉台と大規模な盛土をやられております。これ、平成27年9月に県から資料が出ております。我々、大規模なところで生活、多くの方がされておりまして、安全に生活されてることはまず間違いない。ということは、きっちり設計して、きっちりやれば調整池のない団地でも安全に暮らせるということじゃないかなと思うんです。詳しいことは県の審査にお任せしないといけないというふうに私は思います。

それとですね、多田さんから、この請願に関する説明の中で町道の占用について住民の自治会の同意が要るかどうかというお話が出ました。これ、議会でも何度も問題に指摘されておりますんですけども、町当局で再度確認したいんですけども、この請願とは直接関係ないんですけども、多田さんから先ほどそういうお話がありましたんですけども、町道占用についてですね、埋設送電管を埋めることについて自治会の同意は要るのでしょうか。再度ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（馬本隆夫）

事業部長。

○事業部長

道路占用の許可に関しては、既に自治会同意を取らずに許可を出しております。道路占用というのは、送電線を埋設するルートの中の町道に将来、送電線を埋設して道路を占用する、このことに関しての申請がありまして、櫛原側から一番下流といいますか、西向、梨本までの間、埋設をするために占用をするという、これについては同意書の添付なく許可をしている状況です。

今後、実際に道路を掘ってですね、掘り上げて送電線を埋設する際には別途また申請がされることになって、それに対して許可を与える。これに関しては、櫛原地域については既に櫛原の自治会の同意を得て、埋設工事が一部されております。

櫛原から下っていきますと、また自治会が変わっていきます。実際に道路を掘削して埋設するという作業のときの申請に関しては自治会の同意書を添付するようにという指導をしております。

今、工事の停止命令が県から出されて、その申請についても出されたんですが、掘削をする、実際に送電線を埋設するという申請が出されたんですが、同意書がなかったので、同意書がつけられない理由を書面にして提出するようにという指示をしたところで、今、工事が停止命令が出されたので、この申請に

については保留してる状況。

工事が、開発許可が出し直しがされて許可がされたということになると、この道路を掘削して実際に埋設するという申請書に対して町が審査することになるんですが、基本的にはそこの地域の自治会の同意書をつけてくださいよという話をしております。同意書がなかった場合は、なぜ同意を得られないのかという理由書をつけてもらった上で審査をします。

最終的に同意が得られないということであった場合ですね、その同意が得られない理由によってはですね、この同意書というのが法的に必ずつけなければ許可できないということにはなりませんので、理由によっては許可をするという可能性もあります。今、現時点ではそういう状況です。

警察のほうにも埋設するに当たって道路使用の許可が必要になりますので、警察とも町とも協議することになるんですが、警察からも地元自治会の同意は添付するよというふうに指導されてるということでございます。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

ちょっと事業部長、分かりにくいんですけども、同意書が要るんですか、要らないんですか。それともどちらなんですか。要するに同意書は要らないけども、町としてはお願いしてると、業者さんに、そういうことなのか、絶対許可条件として同意書が必要なのか。正当な理由があれば同意書がなくても許可するのかどうか。その辺、教えてください。

○委員長（馬本隆夫）

事業部長。

○事業部長

そのようにお答えしたつもりなんですが、法的には許可条件として絶対ということではないです。そもそも自治会同意というのは、ここの道路で掘削工事をするに当たって、通行規制とかもありますので、車両通行禁止というような状況で自治会には何もお知らせしてないというようなことでは困りますので、それはきちっと自治会にもお知らせして同意を得てるという確認のための書類として自治会長からの同意書をつけてもらってるということです。

それがですね、自治会内の住民生活に明らかに支障が出るから同意しないというようなことであれば、それは町のほうでも許可できないことにはなりますが、そういうことでなく、こういう言い方したらどうかと思いますけど、正当な理由なく例えば同意されないというような場合でしたら、それは許可の絶対条件

ではないので、町としては許可をするということになるケースも出てくるかなというふうに思っております。

先ほどから言ってるのは法的な絶対条件ということではないということを示し上げてます。それに関しては特に、例えば道路の片側通行なんかの場合は従来から自治会同意までは添付を指示しておりません。車両通行止めというような場合はどうしても迂回路とかの設定が必要になってきますし、その際は自治会長の同意書というのを添付をするように指示しておるといようなことです。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

そうすると、通行止めする場合は必要だと、片側通行でも一方通行できるような状態であればそういうことは求めない場合があるということで理解してよろしいですね。

○委員長（馬本隆夫）

事業部長。

○事業部長

従来からそういう取扱いをしてるということです。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。長良委員。

○委員（長良俊一）

須藤さん、多田さん、御苦労さまでございます。みんな一生懸命、こうやって平群のことを考えて、していただいているんやなど、今お二人のお話を聞かしていただいて本当に思います。僕、この前、8月の20日ですか、第5会議室で代表者の方、来ていただいて、議会懇談会さしていただきました。1回現場見てこいとおっしゃったんで、今、スマホを出しながら、日にち、いつやったかなど、見に行きました。大分、山の裸の場面が多くて大変だ、大変だっておっしゃってたのも僕は現場を見さしていただいて、そのとおりのやなあと感じるところ、多々あります。あらゆる角度から平群町の町民の方々、あそこを見てらっしゃると思うんで、いろんな意味でも、こんなに雨が降ったりしたらね、大変心配だと。僕も旧大字の越木塚というところの山手に暮らしてるもんでね、「ポツンと一軒家」みたいな角地でおるんですけども、雨が降って上から流れてくるちっちゃな川んところの激しさを見る限り、椿台や上で暮らしてる方は、ぱっと見たときに今の状況では大分不安になられるのは仕方ないなと感じます。

今僕が手を挙げて聞かしてもらいたいと思うのは、お二人の方々は今、現状、大変だ、大変だとおっしゃる中で、6月の22日に何もかも止まってしま

った。それから、いろんな形で県の方々と調整し、話し合いをしてね、危ないから、もうあした、あさってでも、いつ台風来たり、長雨来ても危ないから何とかしてほしいと。今、先にでも安全、ちょっとでも安全安心になるためにという形で県にいろんな意見交換をされてるんだらう、僕は今までの2人のお話を聞いて感じました。

今、町の我々の役場の職員の方々も不定期にパトロールに行き、協定書を作る。皆さん、町民の皆さんにも少しでも安心安全への働き、やってるんやと分かってもらおうとそういう意味の中で、法律に従って踏み込んだ形でやれる限りのことは精いっぱいやられてるんだなあとは僕はそういうふうには受け止めております。

今、こういうふうな形で止まってしまった中で今、進めていかなあかん。今日あしたにでもさっと進めていかなあかんことはあると思うんですけども、今日、2人の世話人の方々、どういうふうに思っているのか、お聞かせ願えますか。お願いします。

○委員長（馬本隆夫）

多田参考人さん。

○参考人（多田恵一）

ありがとうございます。今、工事は止まっておるわけですがけれども、これは先ほどから申し上げておりますように、要するに虚偽の書類によって許可を取り付けたと。これが最大の要因でございます。今、考えられることは、今でも止まっているけれども、さっき須藤のほうから申し上げましたけれども、既に山はほとんど皆伐されております。しかも重機が走り回っておりますので、既に表土が半分以上剥がされてしまって、そういう状態です。何回かの今までの雨によって重機の走る道が上から崩れたり、それから、この辺、もう一つ、重機を保管してるところ、そこの近くには山が崩れて重機にもうじき覆いかぶさるというようなそういう状況も出ており、それは今の事業地の中ですから特別に問題はございませんけれども、でも、そういう状況というのは、これ、大体ね、7月の初め、7、8ぐらいのときの雨ですがけれども、日雨量で言ったら多いときで、あれ50ミリ、日雨量で50ミリ、時間雨量でいったら一番ひどいときで奈良の測候所で測ったやつは22ミリです。それぐらいの雨でそういう現象が起きております。

その後、7月の末に京大の先生なんかが見に行った段階ではかなりの部分でガリ、ガリというのは水が流れて、溝がどンドンどンドンできてきてること。それからリル、リルというのはもっと深くえぐれてしまっているような状況です。そういうところが何か所も発生しておると。これは危ないよということで、そ

ういう報告書は町のほうにも届いてると思います。届いてるはずですが、私たちもそれを見せていただきましたけれども、そういう状況になっておりますし、だから、今の段階で言えば、今、工事は止まっておりますけれども、取りあえず、今度また、今、いつ台風がやってくるか分かりません。台風がやってきて大きな雨が降るか分かりません。そういうことになったときには樁台のほうの裏の水路なんかでもすぐにあふれてくる、そういう状況が考えられます。今までは、山に降ってましたから、保水力がありましたから全部が一斉に流れてくることはなかったんですけども、今、全部切ってしまうから、そこに降った雨は一斉に流れてきます。だから危ないんです。だから、水路なんかがあふれる可能性、かなり高いと思っております。

いつそういう台風来るか分かりませんので、できるだけ早く、とにかく応急、緊急の防災工事をやってくださいよということを、県のほうからも町のほうからも業者のほうにきちんと指導しててくださいよということを我々は何度も何度も言っております。それと同時に、現状についての説明を下流住民の方にちゃんと説明会しててくださいよということも、それも指導しててくださいよと申し入れております。その下流住民に対する説明会については、県も町も、この町のほうからも県のほうからも、4月ぐらいから何度も何度も業者のほうに下流住民に対する説明会ちゃんとやりなさいよということは何度も指導しておられます。そういう具合に私らは県からも町からも聞いております。聞いておりますが、業者はやりたくない。やりたくないからやらないということで今まで来てるわけです。

何でかなといったら、そういう自分たちが今までやってきたことに対して住民の方から突っ込まれるのが嫌だからと。そんなばかな話あるかと私らは思っております。やっぱりね、自分たちがそういうことでおかしなことをやって、問題が起きてるんだから謝るとこ、ちゃんと謝って、じゃあ、こうしますとやるのが、それがちゃんとした事業者の姿勢だろうと私は思っております。そんなもんね、とっちめられるから嫌だと、そんな業者に私らは任せられないと思っております。

だから、取りあえず、そういうことで、県のほうにも町のほうからも何度も何度も業者に対しては申入れしてます。その応急の緊急の防災工事は先ほど須藤が申したように、業者が出してきた内容は、要するに土のうを積んで、そこに小さなため池みたいなのを造って、それで一時的に水、ストップするんですよ。でも、それ以上の雨が降ったときは土のうが崩れますから、そしたら、もっと大きな災害が起きると。県のほうにもそれは申し入れてあります。だから続けて、それはそれでやってもいいですよ。いいですけども、続けてち

やんとその防災に役に立つような必要な要件を備えた防災用の調整池を造りなさいよと。ちゃんとそれ、造ってもらわないと我々も困りますよね。台風が来て崩れるような調整池で「はい、造りました」って言われたって、それは困るわけ。だから、台風が来ても大丈夫なような、50年確率で耐えられるような防災調整池を造ってくださいと、そういうように業者に指導してくださいよということを申し入れてあります。

その確約をしていただいて、しかも下流住民に対してきちんと説明するという、それも確約していただいて、その上で今の緊急の防災工事を進めてくださいという具合にお願いしたところですよ。それに対して業者がどうするかというのは、今んところ、まだ分かりません。取りあえず、分かったという返事は頂いてるんですけども、今、現状そういうところでございます。よろしくお願ひします。

○委員長（馬本隆夫）

長良委員。

○委員（長良俊一）

分かりました。だんだん、9月に入って10月と、どんどん本当に日本の列島は台風とか長雨、秋にだんだんだんだん深くなっていくに当たって、一秒でも早く、機械動きながらでも先に、いつ起こるか分からんことなんで先にしてもらいたいという、その気持ち、よく分かります。

逆に、もう一つ、町行政にお答え願ひたいんですけども、今、代表世話人の方2人、いろんな意見おっしゃいました。僕もなるほどなと思ひながらも、今、平群町は協定書をもって、安心安全の上位法に沿って進めていってると思ひんですけども、常日頃からのパトロールを怠ることなく、これからも続けて、この太陽光発電のことに対しては見ていってると思ひんですけど、確認のためにお伺ひします。それ、僕の認識でそれで正しいですか。

○委員長（馬本隆夫）

事業部長。

○事業部長

先ほど来申し上げてるとおり、定期的なパトロールをして巡回をしていると。事業地内をです、事業地内、外から見てるだけじゃなしに事業地内を歩いて、かなり時間かけて毎週パトロール行ってます。

協定書は数多く結んでるわけですが、協定書結んだから安心ということではなくて、その協定書に基づいてパトロールをして、問題があれば業者に指示するというようなアクションを起こして初めて協定書が守られることになると思ひますので、それは町としても、場合によっては協定書を示しながら約束事

についてはきちっと守れというふうに指導してるところです。

今の状況に関しては、工事停止以降ですね、6月20日、工事停止命令が出て、停止してる以降、今の現状、そのまま2か月半ほどたつわけです。非常に危険な状況であるということも思っております。町としてはですね、今、考える会さんのほうからも指摘がされた沈砂池ですね、沈める砂の池と書いて沈砂池なんですが、最低限これを早く施工してほしいというふうに言ってるところです。

沈砂池というのは雨水を調整するための池ではありません。雨水の量を調整する池は考える会さんのほうの認識でももう調整池というふうに区分されてるわけです。今、業者が計画を出したものは11か所の沈砂池を設置すると。これは最低限、事業地から流れて出てきた泥を一旦そこにためて、事業地から外へ出さないようにするためのものです。業者の説明ではですね、沈砂池が泥でいっぱいになったらその都度しゅんせつをして、また空の状態にして戻すと、そういうことを繰り返していきますよというふうに言ってるわけです。最低限これは早くしてほしいというのは、今、町のほうでは考えてるところです。

今、考える会さんがおっしゃったのは、この沈砂池だけじゃなくて雨水をきちっと調整して下流域に被害が及ぼさないようにする50年確率の調整池を造らないと駄目ですよとおっしゃってるわけです。それに関しては、業者のほうは造りますということは言ってます。まだ検討されてるという状況です。少なくとも町のほうでは、まずは応急防災工事で業者が計画を出した仮設の沈砂池、泥受けの池ですね、これを早く造りなさいというふうに指導してるところでございます。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

長良委員。

○委員（長良俊一）

ありがとうございます。最初の須藤さんのお話じゃないですけども、切った木はもう元には戻りません。今、6月の22日に停止した以降、町当局もそれなりにいろんな形でバックアップをしながら、もしもの事に備えながら一生懸命パトロールをし、町民の方々に町はそれなりにやっとなと思っただけのように努力していただいと僕は思っております。ただ、法律に基づいて、上位法に基づいて町も最低限やれることはそれなりに精いっぱいやってらっしゃると僕はそれなりに感じております。

平群町も事業部制になり、今3人の部長方、座っていただけてます。住民福祉部長も事業部長も総務部長も申し訳ないんですけども、縦横の連携の中で町

民の方々に安心していただけますように、このメガソーラー、ベースに申し訳ないですけども、一生懸命やってやってください。どうぞよろしくお願いします。

僕はこれで結構です。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

請願人の方、御苦労さまでございます。

まず何点か、ちょっと確認したかったんです。先ほど、多田さんのほうからのお話の中で、業者が下流域の住民への説明をやりたくないというふうに言ってるんだと、町も県も説明をするようにという指導をしていただいているということで、町からの指導としてですね、町の感触としても同じような業者の対応なのかどうか含めて、今んとこ、業者への指導はどのようになっているんでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

事業部長。

○事業部長

考える会さんからも県のほうにいろいろ要望されて、その結果ですね、奈良県からも住民に説明するようにという指示が文書で出たというふうにお聞きしております。ただですね、この数日前に事業者が奈良県の指示に基づいて、下流域の自治会の自治会長さんに対して説明をするということを計画して、結果、自治会長さんからはかなり、ほとんどの方から断られたというようなことで、まだその住民説明会には至ってないと。

事業者が言うにはですね、自治会長さんに説明をした上で自治会への説明会を開いてほしいということであれば、それは考えますというようなことを言ってるんですが、そもそも自治会長さんの意向を聞いて、住民に説明をするとかしないとかというよりも、本来、事業者さんが能動的に住民への説明をするべきだなというふうには考えておりますし、それについては今後とも事業者には、きちっと関連する下流域の住民さんや送電線を埋設する予定の関連する自治会のほうにこれまでの経過も含めて説明をするように指示していきたい、指導していきたいというふうに考えております。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

事業者の対応と考える会の方々の受け止め方がちょっとずれてるのかも、ず

れてるというのは申し訳ない、行き違いがあるのかも分からないですが、先ほどの考える会の代表の方のお話を聞いてましても、この事業者に対して不信感が募っているということは理解は十分できます。その理由としても偽造というんですか、誤りというんですか、私自身はどういう言葉が適切なのか分かりませんが、そういった申請書の中でやはり不信感を持たれるというのはこれは十分理解できるところでございます。

そのほかいろいろ、道路使用、道路占用であったりというのは、ほとんどが不信感を持たれる理由の大きなところはよく分かるんですが、若干、今のお話のように行き違い、ボタンの掛け違いというのも若干あるのかも分からないなという部分をこれまでもちょっと感じてきたところでございます。

そういった意味でこの事業、これまでも法律にのっとして、町は町の範囲の中で指導できる部分、指示できる部分はやってきたと私も見てきました。皆さん御存じのように、許認可権者は県でございますので県が法にのっとして進めていっていただくことを町としても要望するのがこれまでの姿勢でございました。しかし、こういう偽装があった中で工事がストップした。先ほど事業部長のお話からもありましたが、一番心配なの、一番困っているのは今の状況でございます。着手前は考える会の方もいろいろな思いの方々が集まって、いろいろな理由はあったにせよ、工事自身をストップしてほしいという思いは強かったんだと思いますが、町、県は法にのっとして進めてきた中で着手してしまった以上、今、このまま放置されることが一番心配でございます。

せんだっての懇談会をさせていただいたときも私も申し上げましたが、これまでの住宅開発や農地開発、農地造成も含めて、途中で終わってしまうというのが一番危険性が高いわけ、それは皆さん同じ認識だと思うんです。今、この状況の中でいち早く仮設の防災工事を着手してほしいというのが私たちの本来の気持ちなんです。河川工事にしたって、ちょっと関係ないかも知れませんが、天気の状態を見ながら護岸の工事は重機を避難させたり、原状に復旧したいという、いろいろな中で工事が行われるわけでございます。工事中というのはいろいろな仮設状況も変動していくわけなんですけども、その中でも常に安全であるようなことを県の指導の下に仮設の工事を常に確保していただきたいのは私たちの気持ちなんです。

今、それができていない状況だということなんですけど、今、質問なんですけど、この請願書の再審査を求めるということも住民の方々の考え方としてはよく理解できるんですが、開発許可の取消し等という思い、気持ちはよく分かります。でも、開発許可を取り消されてしまうと私たちの、私の立場としても、一議員ですが、開発許可を仮に取り消されたときに防災工事は誰がするんだ。

完全にストップしてしまうわけですから原状復旧は誰がするんだということが一番の心配事でございます。そういう意味でですね、今、考える会の方々にとっては悔しい、つらい気持ちはよく理解できますが、もともとのおっしゃってたことから考えてですよ、着手してしまった以上、法的に法律にのっとってやってしまった以上、今、違法的なことを業者がやってるのかもしれませんが、止まってしまったときを想像すると、どうなるんだろうというのが一番不安な気持ちですが、そのことについてはどういう見解をお持ちでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

須藤参考人。

○参考人（須藤啓二）

委員おっしゃる心配はよく分かります。もちろん現状で非常に心配だということ以上に今後どうなるのかというのが、もちろんおっしゃるようなことで、事業を継続するのか、それとも途中で撤退されるのかというのは当然これ考えていかなあかんところなんですけど、実はですね、今回、今の現状というのは、実は山の掘削だとか土の移動なんていうのは実はやってないんですね。ですから、そういう意味では、先ほど申し上げましたけど、谷埋めの盛土だとかですね、こういうことに関してはまだ発生していません。工事が継続されて掘削された場合、当然そういう新たな問題が出てくるんだよということなんです。

一つ、申し上げたいのは、さっき森田委員、おっしゃったところも若干ちょっとあるんですが、例えば申請の虚偽ですね。18%にしたというのは、これ、少なくとも建設会社さん、一級建築士事務所の資格である方の名前で、その方に事業者が全面委託をしてやってやったと。これ、当然、測量もやってますので、測量士の方の関わりも当然あるわけなんです。そういう有資格の方々がやった申請書ですから、逆に言いますとね、18%の勾配というのは土木やってる人間で言うと、道路の勾配では18%、あり得ないわけなんです。それぐらい急な勾配ですから、実際にそういう勾配があるのかなのかというのはこれはもう一般の方以上にですね、専門家ですから当然分かってるわけなんです。分かった上で18%にしてるという意味で、ある意味、確信犯という言葉が私はふさわしいのかなと思うんです。

それともう一つ、工事の進め方に関しましても、全て伐採してしまうとどうい影響があるのかということもこれはですね、今度は現場の担当の方、当然、土木の施工管理技士だと思うんですが、この方もやっぱりそういう資格を持って現場管理されてですね、そういうことを承知でやってしまっていると。こちらのほうもやっぱり私は確信犯的な気がするんです。

今回、仮設の工事に関しましてもね、先ほどの写真でですね、この裸になっ

てる写真、長良委員、おっしゃっていただいたんですが、これで業者は20%が裸地だって言ってるんですね、これ辺り、山田委員、よくお分かりや思うんですが、私、どう見ても逆やと。この20%が緑地で、80%が裸地やと。業者は逆なんですね。20%が裸地で、残りは草地やというて言うてるんです。どう見ても草地に見えないですよ、残念ながらね。先ほどのもう1枚のほうでも、ちょっとごめんなさいね、遠くの方、見えにくいですけど、これぐらいやっぱり裸になってしまってますね、20%はやっぱりないですよ。というのを20%と言ってしまってる業者の姿勢を私、非常にやっぱり不信感持ちましてね、設計も工事の段取りもそうだし、仮設の工事に関しても私はやっぱり誠実にやっていないと言わざるを得ないんですね。常識の範囲で、皆さんが見られて、これで20%が裸地かどうかというのはもう一目瞭然やと思うんです。

だけど、業者はそれで20%ということで、水の量は少ないと。裸地の場合、100雨が降ると100出てくるよ。草地の場合ですと100降って70%なんですね。森林の場合ですと100降って60%出てくるんだということになってまして、これで見ますとね、その出方が逆になったらどういうことになるんかという、例えば、100降って70しか出ませんのところに90出てしまったと。これ、もうどだい成り立たない話なんですね。そこら辺に私、意図的なものをちょっと感じてしまうんです、どうしても。もう冷静にね、別にこれ、事業反対とか賛成じゃなくて防災ということで考えたときに、この状態を見て20%しかないと言い切ってしまう姿勢は私はちょっと許せないなと思ってます。

ということで、そのまま工事を継続されたときに、特に造成工事ってどういう形で土を例えば盛っていくのかとか、どういう形で切っていくのかというところで非常にやっぱり難しい工事なんです、そこにはやっぱり事業者さんの管理手法だとかいかにルールを守ってやっていくかというところが非常に大事なところで、その辺りは県の許可でも1回の埋土、埋設は例えば何センチ以内にしなさいよというようなことあって、十分、締め固めしなさいよということもわざわざ書いてはるんですね。それだけ非常に大事なところで、そこに信頼性がなかったら、やはり工事自体成り立たないというふうに感じてます。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

信頼できないという思いというのはよく分かるんですけど、信頼できないからこそ、これ以上進むことも信頼できない、不安であるという思いと、今このまま、過去に町内の住宅開発でも放置された件もありましたんで、今、ソーラ

一になってますけども、そういう意味で町としても、許認可権者が県ですので、県が今、知事が、先ほどおっしゃってたようにだまされたということまで、私は確認できてないんですけど、おっしゃったということであればですね、県としても県の責任でしっかり指導していくと、言っていただくということを信頼するとか、それのおり進んでいくんであるだろうということを期待といたしますか、そう思わざるを得ないのかなというのが私の考えでございます。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

多田参考人さん。

○参考人（多田恵一）

先ほどの件ですけども、先ほどの件といたしますと、じゃあ今の状態で業者、この工事がストップされたら余計困るやないかというような御心配だと思います。私もそのとおりです。今の状態で放置されては大変なことなんで、だから、今、私どものほうは県のほうに対しても今申入れしてるのは、取りあえずとにかく、この緊急の、島野部長がおっしゃられましたけど、緊急の沈砂池、それは町としてはすぐにやってほしいというお立場ですけども、私たちのほうは、それはそれでやっていただいて、ぜひやっていってくださいよ、けども、引き続き50年確率に耐えられる、必要な調整機能を備えた調整池を応急の防災工事としてやってくださいと。それは本工事とは全然関係ございません。今の状態をとにかく何とか少しでも安全な方向に持つていくために、50年確率の調整池を応急防災工事として造ってくださいよということは申入れしておるわけ。

だから、それをやらないで、業者がやめたというて逃げてしまったら大変なことですから、今のうちとにかく、まだ業者が逃げる、逃げないという段階ではございませんので今の段階で業者にそれをやらせておくと。応急防災工事ですから、絶対必要なことなんでですから、今それをやらせておくと。それをやらしておけば、業者が途中から逃げた場合でも、ある一定の安心はできるかなと思っております。

だから、そういう意味では、緊急の沈砂池をやるというのと同時に、並行して50年確率の応急の防災機能を備えた調整池を造るように、それを県としてちゃんと業者に指導してくださいよということで何度も申入れしております、それについては、一応県のほうからもそういう申入れをしていただいているところですけども、そこから先はあと町のほうからもどんどん後押ししていただければ、それが可能になってくるかなというように思っております。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

応急に防災計画に基づいて防災工事が進められることをそれはみんなの、誰でもの願いであるのかなと思います。ただ、50年確率による防災計画なのか、いや、それまで、そこまでいろいろ、許認可も含めたときには変動していくことになるので、できないという県の判断なのか、その部分については県に委ねるしかないのかなと思います。あとは町が一日も早い、防災計画の中身よりも安全と思える県の指導の下に、防災計画、防災工事が進むことを再度、県に要請していただくということをお願いするしか今は、今一番大事なのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（馬本隆夫）

一応、先ほど言いましたように、議員としての発言ですけども、ここには参考人、念のために先ほど言いましたように、御発言の際に発言、言うてんけども、その他、議員が質疑を行うことになってるから、請願者の紹介議員ということで短く、短くですよ、もう時間。許可します。山口議員。

○紹介議員（山口昌亮）

ちょっと今、山田委員からの質問で、要するに取り消したら、もうあとほっとかれるんじゃないかという心配が一番あるというふうに思うんですね。じゃあ、その場合どうするんだと。それを考える場合ね、今、先ほど須藤参考人からあったように、どうしてこういう事態になったのかという責任の所在をやっぱり明らかにして、そこは責任を持ってやるべきだと言うしかないんですよ。それは県なのか、業者なのか。そのことも含めて、それはやっぱりこれまでの経過を明らかにした上で、それ、しなければならいんであって、今回の請願はもちろん取消し等も書いてますけれども、一義的には要するに森林審査会、県のほうで専門家による審議を再度、これまでの経過も含めて全て審査してもらってどうあるべきかを考えていただきたい、これが最大の趣旨ですので、そのところで、ぜひ委員の皆さんには判断していただきたいということを紹介議員としてお願いします。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（馬本隆夫）

ないようでしたら、質疑をこれで終結いたします。

それでは、参考人の多田様、須藤様、ここで御退席していただきます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

参考人退場

○委員長（馬本隆夫）

それでは、これより討論に入ります。討論ございませんか。長良委員。

○委員（長良俊一）

私は反対の立場で討論させていただきます。

残念ながら、この「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」という件名での請願については、櫛原地区のメガソーラー建設事業における林地開発の取消しや再審を求める内容でありますけれども、そもそも林地開発の許可権者は奈良県にあると、先ほどもずっとしゃべってたとおりです。現在、認可を行った内容について精査されております。したがって止まっているという状況です。審査中である県の権限事項に対して、我々平群町の町議会が異論を唱えることは越権行為ではないかと考えます。

また、請願者は現在、奈良地裁にメガソーラー建設工事の差止めを求め、提訴されている訴訟の方々であり、今回、町議会に対して請願された内容は請願者が関係している訴訟内容と関連性があることは明らかであると思えます。

以上のことから、町議会として、議会議員としての中立公平な立場として、県の認可事業であることと現在係争中の案件に関係することの是非を明らかにすべきではないとの考えにより本請願は反対いたします。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。稲月委員。

○委員（稲月敏子）

私は、この意見書については本議会から奈良県にきちんと提出をしていくことに賛成する立場で討論をさせていただきます。

今、長良委員のほうから、県が今、精査をしている。だから、そこに対して

町議会から物を言う、異論を唱えるということは越権行為であるというふうな御発言がございました。私はそれについて大変おかしいなど、それに対する異論を唱えたいと思います。

私たちは県に対しても国に対しても、いろんな立場でおかしいと思うならばきちっと意見を述べる、伝える、それが意見書ではないかというふうに思っています。この間、様々な、国にそれこそ逆らうようなことも含めて、国がしてないことに対してやりなさいという意見書も出させていただいています。全会一致で通ったこともあります。そのように住民にとって何が大事なのか、そのことを我々は考えて、国に対して、県に対して、やってほしいということについてははっきり物を言うべき、そういう立場であるというふうに考えます。私は取りあえず、そういう考えを持っておりますし、それが正しいとずっと思っておりますので、異論を唱えさせていただきます。

48ヘクタールもの広い山地をずたずたにして、山を、谷を埋めてしまって、パネルを6万枚も張り巡らすというこの事業に対して、もともと山を壊すことの恐ろしさを感じてまいりました。いくら再生エネルギーの構築だといえども、やってはいけない開発だという立場を私は、初めて町から報告があった時点から表明をさせていただいております。

そこに、今年の2月の半ばから始まりました伐採。事前工事だと言いながら皆伐をしてしまった。本当にびっくりをいたしました。目の前でチェーンソーでどんどん木が切られて倒木をしていく、倒れていく、それが谷に落とされていく。みるみるはげ山になってしまいました。とうとう緑で覆われていた美しい櫛原の山が一面のはげ山になり、多くの住民がショックを受けたところでございます。

こういう姿を見るにつけ私は再認識をいたしました。こういうことをやることの恐ろしさを再認識いたしました。雨が降れば、皆伐された山から流れ出た濁水が櫛原川を流れ、竜田川に即、流れ出して、水量がこの間、非常に急速に増しているのを見ております。そういったところに、7月2日に起こりました熱海の土石流、大変な映像を見てしまいました。というか非常なショックを受けました。本当にホラー映画でも見てるんじゃないかというような現状を目の当たりにいたしました。これを見て、なおさら櫛原のこの開発は止めなければならないと強く感じているところです。

切土をした土を深い谷の急斜面に盛土を、これからもし開発が進めばしていくのですから、多量の盛土、先ほど参考人のほうからもおっしゃったような多量の盛土をしていくという非常な危険性があるということがよく分かりました。熱海のようなことは絶対に繰り返してはいけないんです。

住民の命と財産を守れるようにしていくのは我々町議会の最も大事な基本的な役割ではないのでしょうか。もちろん自治体の役割でもあります。今の時点で林地開発の審議会を県に再度開いてもらい、審議のやり直しをしていただき、許可の取消しをしてもらえるよう、意見書を我々町議会として出すということは当然のことと考えます。よって、私はこの本請願に賛成をいたします。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございせんか。山田委員。

○委員（山田仁樹）

本請願には反対の立場で討論させていただきます。

先ほどの委員会の中でも明らかになったといいますか、私自身の考えも述べさせていただきましたが、今、これまで県の許認可業務として、町はいろいろな要望、指示を出しながら進めてきて、今現在、工事に着手をされ、一番不安であること、今後求めることが防災計画を早急に着手してもらうこととございます。これまで県は、県の中の申請の中では偽装の、偽装といいますか、誤りというか、誤りと違うというお言葉もございますでしょうが、私自身はどの言葉が適切なのかも分からない、そういう意味で申し上げているところでございますが、そういった面で住民の方々の中では不信感が大きく募るということも十分理解できます。また、町内の6,000筆もの署名の重さも十分受け止めなければならない中、許認可権者の県が今後、再審査をすることについても含めて検討いただきながら、平群町の山林、山野がどのように進んでいくかということを考えていただけるものと思うことから、この請願には反対をいたします。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございせんか。

「なし」の声あり

○委員長（馬本隆夫）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより請願第1号について採決を行います。請願第1号について採決することに賛成な方の挙手を求めます。

賛成者挙手

○委員長（馬本隆夫）

挙手少数であります。よって、請願第1号「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書は不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上で当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願い申し上げます。どうぞ、町長。

○町長

総務建設委員会の委員の皆様方には請願書について長時間にわたりまして慎重審査いただき、ありがとうございました。本日はどうもお疲れさまでした。

○委員長（馬本隆夫）

慎重審査いただきまして、皆さん、ありがとうございました。

本日の総務建設委員会はこれをもって閉会をいたします。御苦労さんでございました。

（ブー）

閉 会 （午前11時54分）